

# 第11回九州チャレンジ陸上競技選手権大会 クラス説明表

＜トラック競技＞

	競技グループ	障害クラス	
視覚障害	T11	B1	視力は、光覚までで、どの距離や方向でも認知はできないもの
	T12	B2	手の形を認知できるものから、視力0.03までまたは視野が5度以下のもの
	T13	B3	視力は、0.03以上0.1までのものと、視野が5度以上で20度以下のもの
(車椅子) 脳性麻痺	T29	C0	脳血管障害による片麻痺者の車いす使用者で健側の上下肢で車いすを駆動するもの(国際大会のクラスに該当しないもの)
	T30	C1	電動車椅子常用。車椅子操作は不可。重度の痙性またはアテトーゼ 四肢および体幹に麻痺(国際大会のクラスに該当しないもの)
	T31	C2L	片足または両足で地面を蹴って移動可能。装具や介助付きで、短い距離の歩行可能(国際大会のクラスに該当しないもの)
	T32	C2U	片手または両手で車椅子を駆動させる。コントロールが侵害され、3程度の痙性のため駆動は制限させる。
	T33	C3	車椅子での移動可能。中等度の四肢または三肢麻痺
(立位) 脳性麻痺	T34	C4	杖なしでは長距離の歩行不能。スポーツ時は車椅子使用。身体のバランスや上肢機能良好
	T35	C5	長距離歩行には、補助具が必要なこともある。走れる。動くときバランスが悪い。両下肢麻痺
	T36	C6	歩行可能なアテトーゼが失調型。走ることもできる。不随意的な動きがあることもある。
	T37	C7	歩行可能な片麻痺
切断 機能障害	T42	A2	片大腿切断(膝関節離断含む)
		A9	上下肢または三肢切断(片大腿切断と上肢の切断)
切断 機能障害	T43	A3	両下腿切断(足関節離断含む)
		A9	三肢切断(両下腿切断と上肢の切断)
	T44	LAT5	中心性頸髄損傷による両上肢と両下肢に軽度の運動麻痺があるもの
		A4	片下腿切断(足関節離断含む)
	T45	A9	上下肢または三肢切断(片下腿切断と上肢の切断)
		LAT3	歩行可能。片下肢または両下肢の機能低下
A5		両上腕切断(肘関節離断含む)	
A7		両前腕切断	
T46	A6	片上腕切断(肘関節離断含む)	
	A8	片前腕切断	
	LAT4	両下肢の機能正常。体幹や上肢にその他の障害	
T47	A10	両足部切断または片足部切断、片下肢単関節の機能障害(国際大会のクラスに該当しないもの)	
T48	A11	両手部切断または片手部切断(国際大会のクラスに該当しないもの)	
(車椅子) 切断 機能障害 脊損 頸損	T51	T1	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋と手首の掌屈筋は機能しない。肩関節の可動性が弱い場合がある。(神経機能残存レベル C6)
	T52	T2	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および手の掌屈筋が機能する。大胸筋が機能する。(神経機能残存レベル C7/8)
		LAT1	車椅子常用。筋力や運動性の低下。片上肢または両上肢に痙性あり
	T53	T3	上肢機能は正常またはほぼ正常。腹筋は機能しない。上部脊柱伸筋が弱い場合がある。(神経機能残存レベル T1~T7)
	T54	T4	通常、上部、下肢の両伸筋を含む脊柱伸筋が機能する。通常体幹の回旋ができ、腹筋が機能する。(神経機能残存レベル T8~S2)
		A1	両大腿切断(膝関節離断含む)
		A2	片大腿切断(膝関節離断含む)
		A3	両下腿切断(足関節離断含む)
A4		片下腿切断(足関節離断含む)	
LAT2	車椅子常用。上肢の機能良好		
聴覚障害	T60	D	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害

\* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること

<フィールド競技>

	競技グループ	障害クラス	
視覚障害	F11	B1	視力は、光覚までで、どの距離や方向でも認知はできないもの
	F12	B2	手の形を認知できるものから、視力0.03までまたは視野が5度以下のもの
	F13	B3	視力は、0.03以上0.1までのものと、視野が5度以上で20度以下のもの
(車椅子) 脳性麻痺	F29	C0	脳血管障害による片麻痺者の車いす使用者で健側の上下肢で車いすを駆動するもの(国際大会のクラスに該当しないもの)
	F32	C2U	片手または両手で車椅子を駆動させる。コントロールが侵害させ、3程度の痙性のため駆動は制限させる。
	F33	C3	車椅子での移動可能。 <b>中等度の四肢または三肢麻痺</b>
	F34	C4	杖なしでは長距離の歩行不能。スポーツ時は車椅子使用。身体のバランスや上肢機能良好
(立位) 脳性麻痺	F35	C5	長距離歩行には、補助具が必要なこともある。走れる。動くときバランスが悪い。両側の麻痺
	F36	C6	歩行可能なアテトーゼか失調型。走ることもできる。不随意的な動きがあることもある。
	F37	C7	歩行可能な片麻痺
	F38	C8	極めて軽度な麻痺
低身長症	F40	Dwarf	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの
(立位) 切断	F42	A2	片大腿切断(膝関節離断含む)
		A9	上下肢または三肢切断(片大腿切断と上肢の切断)
		LAF5	投げる腕の機能良好。歩行可能。下肢の機能が劣るか、バランスに問題あり(片下肢の膝関節を含む機能が劣る)
		F8	起立競技者。下肢の筋力が70点以下の脊損(特に片下肢の膝関節を含む機能が劣る)
機能障害 ・ 脊損 ・ 頸損	F43	A3	両下腿切断(足関節離断含む)
		A9	三肢切断(両下腿切断と上肢の切断)
		LAF5	投げる腕の機能良好。歩行可能。下肢の機能が劣るか、バランスに問題あり(片下肢の足関節を含む機能が劣る)
		F8	起立競技者。下肢の筋力が70点以下の脊損(特に片下肢の足関節を含む機能が劣る)
F44	LAF7	中心性頸髄損傷による両上肢と両下肢に軽度の運動麻痺があるもの	
	A4	片下腿切断(足関節離断含む)	
	A9	上下肢または三肢切断(片下腿切断と上肢の切断)	
	LAF5	投げる腕の機能良好。歩行可能。下肢の機能が劣るか、バランスに問題あり(片下肢の足関節を含む機能が劣る)	
F45	F8	起立競技者。下肢の筋力が70点以下の脊損(特に片下肢の足関節を含む機能が劣る)	
	A5	両上腕切断(肘関節離断含む)	
F46	A7	両前腕切断	
	A6	片上腕切断(肘関節離断含む)	
	A8	片前腕切断	
	LAF6	投げる腕の上肢の機能良好。歩行可能。体幹、下肢に最小限の障害。投げない方の腕に、機能低下。	
F47	A10	両足部切断または片足部切断、片下肢単関節の機能障害(国際大会のクラスに該当しないもの)	
F48	A11	両手部切断または片手部切断(国際大会のクラスに該当しないもの)	
聴覚障害	F60	D	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

\* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること

<フィールド競技>

(車椅子) (椅子使用)  切断 ・ 機能障害 ・ 脊損 ・ 頸損 ・ 脳性麻痺	F51	F1	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は機能するが(筋力3以下)手首の掌屈筋は機能しない。肩が弱い場合がある。 座位バランス不可(神経機能残存レベル C6)
		LAF1	車椅子常用。投げる腕に痙性が見られ、筋力、運動性の機能低下。座位バランス不可(機能レベルF1に該当する)
	F52	F2	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および掌屈筋が機能する。肩の筋肉機能は弱い。指の屈曲は多少できるが機能するまでには至らない。(神経機能残存レベル C7)
		LAF1	車椅子常用。投げる腕に痙性が見られ、筋力、運動性の機能低下。座位バランス不可(機能レベルF2に該当する)
	F53	F3	肘と手首の関節が十分強い。指の屈伸が十分もしくはほぼ十分に強い。手の内在筋肉が機能するが正常ではない。体幹の運動が行える。(神経機能残存レベル C8)
		LAF2	車椅子常用。投げる腕の機能良好。座位バランス不可～普通、または、投げる腕の機能は劣るが座位バランスは良好
	F54	F4	上肢機能は正常またはほぼ正常。腹筋は機能しない。上部脊柱伸筋が弱い場合がある。(神経機能残存レベル T1～T7)
		LAF3	車椅子常用。腕の機能良好。座位バランス良好(機能レベルF4に該当)
	F55	F5	通常、上部、下肢の両伸筋を含む脊柱伸筋が機能する。通常体幹の回旋ができ、腹筋が機能する。(神経機能残存レベル T8～S2)
		LAF3	車椅子常用。腕の機能良好。座位バランス良好(機能レベルF5に該当)
	F56	F6	座位バランスおよび前後の平面移動が非常に良い。体幹の回旋が良い。車椅子から大腿部を持ち上げることができる。(股関節の屈筋)膝を合わせるすることができる。(股関節の内転)膝を伸ばすことができる場合もある。(股関節の伸転)膝を多少曲げることができる場合もある。(膝関節の屈曲)座位バランスが良好。股関節の外側への開閉ができない。(神経機能残存レベルL2～L5)
		A1	両大腿切断(1/2以上)
		A9	三肢切断(両大腿切断と上肢の切断)
		LAF3	車椅子常用。腕の機能良好。座位バランス良好(機能レベルF6に該当)
	F57	F7	座位バランスおよび前後の平面移動が非常に良い。股関節の外側への開閉も膝の屈伸もできる。
		A1	両大腿切断(膝関節離断含む)
		A9	三肢切断(両大腿切断と上肢の切断)
		LAF3	車椅子常用。腕の機能良好。座位バランス良好(機能レベルF7に該当)
	F58	F8	下肢の筋力が70点以下。投てき時は、車椅子または椅子を使用する。
		A2	片大腿切断(膝関節離断含む)
A3		両下腿切断(足関節離断含む)	
A9		上下肢または三肢切断	
LAF3		車椅子常用。腕の機能良好。座位バランス良好(機能レベルF8に該当)	
LAF4		歩行に <b>著明</b> な問題あり。または、投げる腕の機能も劣りバランスも悪い。投てき時に、車椅子または投擲台を使用	

\* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること